

質問回答

No.	質問事項	回 答
1	・本業務の特性を鑑みて、同種業務及び類似業務の対象は、PFI法に基づくPFI事業に限定されるものではなく、定期借地やDBOなどPPP手法による官民連携事業のアドバイザー業務も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	プロポーザル説明書Ⅲ2に記載のとおりです。PFI事業に限定されるものと、限定されないものがあります。
2	・様式2参加表明者の業務実績について、記載可能な業務実績の件数に制限はありますか。	件数に制限はありません。記載内容が確認できる契約書の写し等は、記載した全ての業務について添付してください。
3	・様式3管理技術者の業務実績4について、「監理技術者」とありますが、「管理技術者」が正しいでしょうか。	貴見のとおりです。
4	・様式3管理技術者の業務実績について、記載可能な業務実績の件数に制限はありますか。	No.2と同じです。
5	・様式3のその他担当技術者として従事する者が複数名いる場合、行を増やして記入してもよろしいでしょうか。	行を増やして記入してください。
6	・様式3の末尾に「公告2(3)に関する事項の確認をする様式。」とありますが、2(2)が正しいでしょうか。	貴見のとおりです。
7	・様式2、3の業務実績内の業務概要について、構造・階数などの記載する欄がありますが、複数建物からなる施設の場合、棟ごとに区別ができる形で記載すればよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 主要な建物について記載してください。
8	・添付資料のうち「都道府県税に関し未納がないことを証する書類」について、弊社の本店が所在する東京都では未納がないことの証明は発行されません。この場合、提出すべき書類は現時点で発行可能な最新版である以下でよろしいでしょうか。 ●納税証明書_法人事業税(東京都)令和5年度分 ●納税証明書_法人都民税 令和5年度分	貴見のとおりです。
9	・添付資料のうち「消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書」について、提出すべき書類は以下でよろしいでしょうか。 ●納税証明書_国税その3の3(「法人税」及び「消費税及び地方消費税」に未納税額がない証明用)	貴見のとおりです。
10	・納税証明書および登記簿謄本について、通常は発行後3か月以内のものを求められることが多いですが、同様の考えでよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
11	・添付資料のうち、会社との直接的な雇用関係を証明する資料については、会社が独自に発行する証明書等でも認められますでしょうか。	所属会社の雇用証明書又はこれに準ずる資料を添付すれば可とします。
12	共同企業体による応募は可能でしょうか。	共同企業体による応募は出来ません。
13	共同企業体による応募が可能である場合、共同企業体の構成員すべてが、2(1)の条件を満たす必要がありますでしょうか。	No.12の回答のとおりです。

質問回答

No.	質問事項	回 答
14	協力を受けるその他の者は、建築事務所登録を行っていない者でも、プロポーザルへの参加は可能と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 なお、公告3(2)②の要件は満たす必要があります。
15	共同事業体での応募の場合、プロポーザル期間中に提出が必要な書類はありますか。(例:協定書等)	No.12の回答のとおりです。
16	プロポーザル参加について、貴県に入札参加資格申請を行っている事務所が本社ではない場合、その事務所から参加申請を行う際には、本社の委任状が必要と考えてよろしいでしょうか。	プロポーザルへの参加にあたっては、本県の入札参加資格を要件としておりません。
17	様式3「配置予定技術者名簿」は配置予定の主たる技術者のみを記載すればよいでしょうか。	貴見のとおりです。
18	様式3「配置予定技術者名簿」の「管理技術者の業務実績」として「公告2(3)に関する事項の確認をする様式」とありますが、「公告2(2)①」が正でしょうか。	No.6の回答のとおりです。